

議第 41 号

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市総合観光案内所を下呂市観光交流センターの施設として、管理運営するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例

下呂市観光交流センター条例（令和3年下呂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前													
<p style="text-align: center;"><u>（名称等）</u></p> <p>第2条 施設の<u>名称、位置及び附属設備</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 50%;">附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯めぐり館</td> <td>下呂市森1075番地1</td> <td>レンタサイクル・電源設備</td> </tr> <tr> <td>下呂市総合観光案内所</td> <td>下呂市幸田1357番地(下呂駅構内)</td> <td>レンタサイクル</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>（事業）</u></p> <p>第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 貸出し自転車（以下「レンタサイクル」という。）の貸出しに関すること。</u></p> <p><u>(5) 施設、施設に付属する施設及び附属設備の維持管理に関すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>（使用料の納付及び還付）</u></p> <p>第8条 <u>レンタサイクル及び施設の電源設備の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとし、使用の際に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 既納の使用料は還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由により利用不能となったとき、又は市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を</u></p>	名称	位置	附属設備	湯めぐり館	下呂市森1075番地1	レンタサイクル・電源設備	下呂市総合観光案内所	下呂市幸田1357番地(下呂駅構内)	レンタサイクル	<p style="text-align: center;"><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第2条 施設の<u>名称及び位置</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯めぐり館</td> <td>下呂市森1075番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>（事業）</u></p> <p>第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	名称	位置	湯めぐり館	下呂市森1075番地1
名称	位置	附属設備												
湯めぐり館	下呂市森1075番地1	レンタサイクル・電源設備												
下呂市総合観光案内所	下呂市幸田1357番地(下呂駅構内)	レンタサイクル												
名称	位置													
湯めぐり館	下呂市森1075番地1													

改正後			改正前		
<u>還付することができる。</u>					
第9条～第12条（略）			<u>第8条～第11条（略）</u>		
<u>別表（第8条関係）</u>					
<u>項目</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>			
<u>レンタサイクル</u> <u>使用料</u>	<u>1日</u>	<u>1,000円</u>			
<u>電源設備使用料</u>	<u>1日</u>	<u>410円</u>			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例の廃止）
- 下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例（平成16年3月1日条例第107号）は、廃止する。

【参考資料】

下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市総合観光案内所を下呂市観光交流センターの施設として、管理運営するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 名称等到下呂市総合観光案内所を追加します。
(第2条関係)
- (2) 施設が行う事業に、貸出し自転車、施設の維持管理に関することを追加します。
(第4条関係)
- (3) 事業実施に伴う使用料について記載します。
(第8条関係)
- (4) この条例は、令和8年4月1日から施行します。
(附則第1項関係)
- (5) 下呂市総合観光案内所設置及び管理に関する条例を廃止します。
(附則第2項関係)